



平成 26 年 5 月 12 日

各 位

会 社 名：株式会社 fonfun
代表者名：代表取締役社長 林 和之
(JASDAQ コード番号：2323)
問合せ先：取締役経営管理部部長 八 田 修 三
(TEL：03-5365-1511)

訴訟の判決に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 12 月 13 日付「当社元代表取締役および元取締役に対する訴訟の提起に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社の元代表取締役および元取締役 2 名(以下「被告ら」といいます)を被告として、東京地方裁判所に対して損害賠償請求訴訟(以下「本訴訟」といいます)を提起しておりましたが、本日、同裁判所より当社の請求を全面的に認める判決が言い渡されましたので、お知らせいたします。

記

1. 判決のあった年月日及び裁判所
平成 26 年 5 月 12 日 東京地方裁判所

2. 訴訟の内容及び判決に至るまでの経緯

平成 23 年 3 月 1 日付「第三者調査委員会の調査結果に関するお知らせ」において公表しましたとおり、当社においては、平成 20 年から平成 22 年にかけて被告らが行った不適切な取引等(以下「本件不正行為等」といいます。)により、合計 6 億 5 千万円近くもの会社資金が社外に流出いたしました。

また、当社は、被告らが本件不正行為等を行ったことにより、金融庁から、平成 21 年 3 月期以降に係る有価証券報告書等に関して、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書等を提出したものとして、1,963 万円の課徴金の納付命令を受けたため、平成 23 年 11 月 30 日、当該課徴金を納付しております。

この点、被告らからは、平成 23 年 7 月 20 日に、損害賠償の一部として 6,267 万 1,961 円が支払われておりますが、その余の支払いが未だ行われていないことから、当社は、被告らに対し、善管注意義務違反等を理由として、当社が被った損害の賠償を求めため、総額 6 億 3,593 万 6,868 円およびこれに対する訴状送達の翌日から支払済みまでの遅延損害金を請求金額として、本訴訟を提起いたしました。その後、被告ら以外の関係者から損害賠償額のうち 92 万円の弁済を受けたことから、当該金額を控除した総額 6 億 3501 万 6868 円およびこれに対する訴状送達の翌日から支払済みまでの遅延損害金を請求金額とする裁判上の請求を行ってまいりました。

今般、証人尋問等の手続きを経て、被告らとの間において、判決が言い渡されることとなりました。

3. 判決の要旨

- (1) 被告三浦浩之は、原告に対し 6 億 3501 万 6868 円及びこれに対する平成 23 年 12 月 26 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を、うち 4 億 2391 万 6868 円及びこれに対する平成 23 年 12 月 26 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の限度で被告佐藤充及び被告津田真吾と連帯して支払え。
- (2) 被告佐藤充は、原告に対し、4 億 2391 万 6868 円及びこれに対する平成 23 年 12 月 26 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を被告三浦浩之及び被告津田真吾と連帯して支払え。
- (3) 被告津田真吾は、原告に対し、4 億 2391 万 6868 円及びこれに対する平成 23 年 12 月 24 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員を、うち 4 億 2391 万 6868 円及びこれに対する平成 23 年 12 月 26 日から支払済みまで年 5 分の割合による金員の限度で被告三浦浩之及び被告佐藤充と連帯して支払え。
- (4) 訴訟費用は、被告らの負担とする。

4. 業績に与える影響及び今後の見通し

本判決において、当社の請求が全面的に認められております。

当社は、被告らが本件不正取引等に起因して当社から流出させた金額より、既に損害賠償として受領している金額を控除した全額について、長期未収入金として計上しており、同額の貸倒引当金を計上しております。

本判決が当社業績に与える影響は現時点では明らかでなく、今後精査してまいります。開示すべき事項が判明した場合は速やかに開示いたします。

本判決に対して、被告らより控訴が提起された場合には、引き続き当社の主張が認められるよう対応してまいります。

以上